

新	旧
<p style="text-align: center;">既設幼稚園の学校法人化認可基準</p> <p>第1～第5 略</p> <p>(役員)</p> <p>第6 <u>役員については、学校法人等の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準（平成10年3月17日付け10文第187号福島県総務部長通知）の例による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第7 略</p> <p>附 則 この認可基準は、平成2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この認可基準は、平成29年3月28日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この認可基準は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">既設幼稚園の学校法人化認可基準</p> <p>第1～第5 略</p> <p>(役員)</p> <p>第6 <u>学校法人の役員は、財産の寄附者又は特定の関係者のみをもって充てることなく、広く教育及び学校法人の管理に関し識見を有する者のうちから選任しなければならない。</u></p> <p>2 <u>宗教法人立幼稚園の学校法人化に当たっては、寄附行為で旧設置者である宗教法人の指名する者1人が理事となる旨の規定を設けることができるものとする。</u></p> <p>第7 略</p> <p>附 則 この認可基準は、平成2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この認可基準は、平成29年3月28日から施行する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>